最終更新日：2016年7月25日
株式会社フジ・コーポレーション
代表取締役社長　遠藤　文樹
問合せ先：管理部　IR担当　多賀　睦実
証券コード：7605
http://www.fujicorporation.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、迅速な意思決定と正確な情報の把握を行い、正確かつ公平なディスクローズに努め、公正で透明な経営を維持し、企業価値の持続的向上を図ることが、株主その他ステークホルダーに対する義務であり基本であると考えており、積極的なIR活動を行なっております。今後においても、基幹システムと経営管理システムのリンクを強化し、さらにリアルタイムな経営情報の活用をしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2　株主総会における権利行使】
■補充原則1-2-4
当社におきましては、海外投資家の株式保有比率が低いため、招集通知の英訳は行っておりません。
今後、海外投資家の株式保有比率が高くなる場合は、その状況を踏まえ検討してまいります。

【原則3-1　情報開示の充実】
（ｖ）当社におきましては、社外取締役、社外監査役候補者の指名理由につきましては、株主総会参考書類にて開示しております。
その他取締役、監査役につきましては、略歴のみを記載しておりますので、今後、当該候補者についても指名理由を開示することといたします。

■補充原則3-1-2
当社におきましては、海外投資家の株式保有比率が低いため、売上速報（月次実績報告表）のみ英語での情報開示を行っております。
今後、海外投資家の株式保有比率が高くなる場合は、その状況を踏まえ検討してまいります。

【原則4-2　取締役会の役割・責務(2)】
■補充原則4-2-1
当社の経営陣報酬は、役位等に応じた固定報酬のみとなっており、中長期的な業績と連動する報酬制度は導入しておりません。
今後、必要に応じて、当社の持続的な成長に資する中長期的な業績と連動する自社株報酬等について検討してまいります。

【原則4-8】
当社は、現在、社外取締役が1名のみであり、この1名を独立社外取締役として選任しております。
当社の持続的な成長と企業価値の向上には独立社外取締役の重要性が大きいものと認識しており、次回株主総会において、社外取締役を選任することを目指しております。
なお、当社の社外監査役2名も独立性の基準を満たしており、独立役員として選任しております。

【原則4-11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
■補充原則4-11-3
当社は、取締役会の実効性について分析・評価する仕組みを設けておりません。今後、各取締役の自己評価も含めた仕組みの構築を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、原則として、政策保有目的の株式の取得は行わない方針であり、現在、保有している株式はありません。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引については、あらかじめ取締役会の審議・決議を要することとしております。
また、全役員に対し、調査票による調査を年1回実施し、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
（ｉ）当社の経営ビジョンや経営戦略は、当社ホームページ上に開示しております。
http://www.fujicorporation.com/company/
また、経営計画につきましても、当社ホームページでIR情報として決算短信等により開示しております。
http://www.fujicorporation.com/bs/

（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書「1.基本的な考え方」をご参照ください。

(iii)株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内において、取締役の報酬は取締役会決議により、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。
報酬は固定報酬のみであり、当社の業績と役位等の職責・成果を反映させた体系となっております。

(iv)取締役を選任するときは、取締役会の決議を経て、監査役の選任については、取締役会の推薦と監査役会の同意を経て、株主総会の決議をもって決定することとしております。

【原則4-1　取締役会の役割・責務】
■補充原則4-1-1

取締役会は、法令・定款において定める事項のほか、取締役会規程に定める付議基準に従い決議しております。
また、それ以外の重要事項につきましては、職務権限規程に基づき、決定・業務を執行しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、その選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にし、知見・見識に基づき中立的経営監視機能とコーポレート・ガバナンスを健全に機能させ、企業の発展に寄与いただける方を選任しております。

【原則4-11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
■補充原則4-11-1
当社の取締役会は、迅速な意思決定と業務執行を可能とするため、各部門を統括する責任者と豊富な知識・経験を持った社外取締役で構成しております。
取締役の選任にあたっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、当社にとって最適となるよう努めております。

■補充原則4-11-2
取締役及び監査役の兼任状況は、有価証券報告書及び株主総会招集通知において開示しております。
なお、当社の業務に影響を及ぼすような兼任はありません。

【原則4-14　取締役会・監査役会のトレーニング】
■補充原則4-14-2
当社は、個々の取締役・監査役の自己トレーニングのほか、外部研修・セミナー等のトレーニングの機会を提供できるようにしております。また、その必要費用は会社が負担するものとしております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を行うために、IR担当部署とIR担当役員を設置し、随時、株主等からの質問等に対応を行っております。また、代表取締役社長を説明者とする個人投資家向け会社説明会を適宜開催しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
遠藤 文樹	3,841,200	37.63
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPOTUNITIES FUND	595,990	5.84
佐々木 正男	561,300	5.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	414,900	4.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	412,100	4.04
NORTHERN TRUST CO . (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	292,800	2.87
川口 則子	245,800	2.41
株式会社七十七銀行	231,000	2.26
株式会社三菱東京UFJ銀行	220,000	2.16
第一生命保険株式会社	198,000	1.94

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は平成28年4月30日現在、自己株式276,288株を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
また、割合は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	10 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
沼倉 歓一	その他											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
沼倉 歓一	○	―――	前勤務先が当社の取引先であるダンロップタイヤ東北(株)でありましたが、当社と取引のない生産財(トラック用タイヤ)の営業に従事しておりました。退社後1年以上経過していること、及び、取引内容の決定に影響を与えうる関係がないこと、また、専門的かつ第三者的な立場を保持しており、独立役員として適任と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室が連携して業務監査を実施しております。また、内部監査報告書閲覧するとともに、会計監査人を含めた定期的な意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 茂	公認会計士													
檜山 公夫	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 茂	○	―――	公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 当社との間には意思決定に対して影響を与えうる取引関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、また、専門的かつ第三者的な立場を保持しており、独立役員として適任と判断しております。
檜山 公夫	○	―――	弁護士の資格を有し、企業法務に精通しております。 当社との間には意思決定に対して影響を与えうる取引関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、また、専門的かつ第三者的な立場を保持しており、独立役員として適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

【役員の報酬等】
取締役の報酬等の総額　178,800千円
監査役の報酬等の総額　11,850千円
社外役員の報酬等の総額　4,425千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額の決定に関する方針については、株主総会決議において、取締役の報酬限度額は年額250,000千円、監査役の報酬限度額は年額18,000千円と決議いただいております。その限度額の範囲内において、経営内容、各役員の業務執行状況等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議より、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役の職務執行にあたり、本社管理部門が中心となり、経営監督に必要な情報等について提供する体制を採っております。また、社外監査役については、監査役会での情報共有以外にも、内部監査室、会計監査人との定期的な意見交換の場を設けているほか、常勤監査役より必要に応じて適宜情報伝達を行う体制を採っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

【企業統治の体制】
当社は、企業統治の体制として、取締役会、監査役会制度を採用しております。

取締役会は社外取締役1名を含め取締役9名で構成しており、毎月1回開催されるほか、必要に応じ臨時で開催することに加え、取締役間で随時打合せを行い、経営環境の変化等による戦略決定、重要事項や業績報告及びその対策についての付議など会社の業務執行を効率的に行っております。

監査役会は、社外監査役2名を含め監査役4名で構成しており、監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を十分監視できる体制となっており、コンプライアンスと内部統制の充実強化を図っております。

【内部監査及び監査役監査】
内部監査は、社長直属の内部監査室を組織し、員数は2名であり、2名とも情報システム部を兼任しております。内部監査室は、内部監査規程及び内部監査計画書に基づき社内全部署の内部監査を計画的に実施しております。監査結果は、内部監査報告書及び改善指示書をもって、被監査部署に通知しております。被監査部署の責任者は、改善状況報告書を作成し、監査責任者を経て社長に提出され、業務の改善に努めております。また、監査役会及び会計監査人とも定期的に意見交換を行っております。

監査役監査は、常勤監査役(2名)及び非常勤監査役(2名)により実施しております。監査役は、監査役監査方針及び監査役監査計画に基づき取締役会及びその他の重要な会議に出席し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定がなされていないかどうかについて監査を実施し
ております。また、内部監査室及び会計監査人とも定期的に意見交換を行っております。

【会計監査人の状況】
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、正確な経営情報を提供できる環境を整備し、公正不偏な立場から監査が実施されるよう努めております。
会計業務監査を執行した公認会計士は、瀬戸卓氏、今江光彦氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。継続監査年数につい

ては、両氏とも7年以内であります。また、当社の財務書類の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他1名であります。

【監査報酬の決定方針】
監査報酬の決定方針としましては、会計監査人から年度監査計画の提示を受け、その内容について会計監査人と協議の上、有効性及び効率性の観点を総合的に判断し決定しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、迅速な意思決定と業務執行機能を行うため現状の体制を採用しております。また、取締役の任期を2年と定め、経営責任の明確化を図っております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する独自の基準及び方針は定めておりませんが、その選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱う。 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱う。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	主幹事証券会社を通じ、不定期ではありますが開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は開催しておりませんが、随時、機関投資家への個別訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料等を当社ホームページにおいて閲覧できるようにしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長直下の部署である管理部の部長をIR担当としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業が継続・発展していくためには、すべての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識しております。
(1)取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に 努めております。
(2)取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告しております。
(3)取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は定められた規程に従い、業務を執行しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び個人情報保護管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適正に保存しております。また、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
想定されるリスク(損失の多寡、不正や誤謬の発生)を未然に防止、若しくは最小限にとどめることを念頭においたリスク・マネージメントの観点から、取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務分掌規程等を制定しており、リスク管理に関する体制は合理的に整備しております。
このリスク管理方式は、業務の推進過程の中に準備された内部牽制機能によって支えられているものであり、これらが更に有効に機能するよう改善していくものとしております。
取締役が善管注意義務を果たしていることを客観的に証明するために、取締役及び使用人の職務の執行の効率性確保を阻害することなく、リスク管理の各プロセスにおける業務の文書化等の整備を進めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとしております。
取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程を制定し、取締役及び使用人の業務の執行が効率的に行われるよう体制を構築しておりますが、業務効率の更なる向上を目指し、業務の合理化、IT化を進めていくものとします。

5. 事業報告作成会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
現在当社には、親会社及び子会社等はありませんが、将来にわたり企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程の制定等により、適切な経営管理を行う体制を整備するものとします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて配置するものとします。また当該使用人の人事については、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役会からの独立性を確保し、当該使用人は監査役の指揮命令に基づき業務を実施するものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたものが当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する体制をとっております。また監査役は、取締役会のほか、業務報告会議、その他必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めております。併せて内部監査室より、内部監査計画書並びに結果の報告を受けるとともに、内部監査の立会いも行うなど内部監査室とのより深い連携を図っております。管理部と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとっております。なお、監査役へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いは一切行わないものとしております。

8. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の半数は社外監査役とし、監査の公正を確保するものとします。監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行っております。また、内部監査室とは適宜、内部監査の結果等について報告を求め、当社の監査の実効性を確保しております。なお、監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担するものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 対応部署の設置
管理部を対応部署とし、不当要求等の事案ごとに関係部門と協議し対応しております。

2. 外部の専門機関との連携
所轄警察署及び暴力団対策協議会や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しております。

3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理
管理部管掌取締役及び管理部法務担当が、県警本部暴力団対策課が開催する連絡協議会に出席し、直近の反社会的勢力の情報収集・管理を行っております。

4. 研修・教育活動の実施
外部と折衝のある部署全員に対し、定期的に不当要求防止責任者講習会に出席させております。また、不当要求防止マニュアルを作成し、全社員への啓発活動に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【取締役会で決議できる株主総会決議事項】
(自己の株式の取得)
当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(中間配当)
当社は、中間配当について、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

(取締役の責任免除)
当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

(監査役の責任免除)
当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

(社外取締役及び社外監査役の責任限定契約)
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(会計監査人の責任免除)
当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

【取締役の定数】
当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

【取締役の選任の決議要件】
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

【株主総会の特別決議要件】
当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

